

令和6年7月定例会 教育長報告

	行 事 表
6月30日(日)	第49回のしろ歩け歩け大会 (能代市陸上競技場)
7月10日(水)	第2回教科書採択研究会 (二ツ井町庁舎 庁議室)
7月12日(金)	令和6年度東北六縣市町村教育委員会連合会 教育委員・教育長研修会 (山形県山形市)
7月17日(水)	能代市立図書館協議会 (能代図書館)
7月18日(木)	第2回能代・山本地区教科用図書採択地区協議会 (二ツ井町庁舎 大会議室)
7月20日(土)	教師ミニミニ体験開講式 (本庁舎 会議室9・10)
7月22日(月)	能代市文化会館運営協議会 (能代市中央公民館)
〃	能代市公民館運営審議会 (能代市中央公民館)
7月25日(木)	教育委員会定例会 (本庁舎 会議室9・10)
〃	第3回教科書採択研究会 (本庁舎 会議室9・10)
7月27日(土)	令和6年度能代市山本郡校長会・能代市山本郡退職校長会 教育懇談会 (プラザ都)
7月29日(月)	第3回能代・山本地区教科用図書採択地区協議会 (二ツ井町庁舎 大会議室)
8月 5日(月)	教育委員会臨時会 (二ツ井町庁舎 庁議室)
8月14日(水)	能代市成人式 (能代市文化会館)
8月22日(木)	教育委員会定例会 (二ツ井町庁舎 大会議室)

承認第7号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和6年7月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、次の案件について市長からの意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

東雲中学校の部活動中における近隣住宅の窓ガラス破損事故により発生した損害賠償の額を定め和解することについての市長の専決処分に同意することについて

3 臨時代理年月日

令和6年6月26日

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり専決処分する。

令和6年6月26日

能代市長 齊藤 滋 宣

- 1 損害賠償の相手方 能代市向能代字トトメキ83番地7
大 高 スエノ
- 2 損害賠償の額 66,550円

専決処分した損害賠償の額を定め和解することの報告について（報告第4号）

令和6年5月21日に、能代市向能代字トトメキ地内において発生した事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により報告するものです。

1 事故の概要

東雲中学校グラウンドで、同校野球部が練習中に打ったボールが、近隣住宅に当たったことにより、住宅の窓ガラス1枚を破損した。

2 損害賠償の相手方 能代市向能代字トトメキ83番地7

大 高 スエノ

3 損害賠償の額 66,550円（過失割合10割）

4 専決年月日 令和6年6月26日

なお、損害賠償金は、その全額が全国市長会学校災害賠償補償保険の保険金で支払われます。

議案第32号

第3次能代市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について

第3次能代市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年7月25日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

第3次能代市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、第3次能代市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、第3次能代市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見及び助言)

第2条 能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、計画の策定に当たり、次に掲げる事項について委員会の委員に意見及び助言を求める。

- (1) 計画の基本的な方針に関すること。
- (2) 子ども読書活動推進の施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織及び委員の任期)

第3条 委員会の委員は、5人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに家庭教育の向上に資する活動を行う者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(謝金)

第6条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部生涯学習・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、計画策定の日限り、その効力を失う。

提案理由

第3次能代市子ども読書活動推進計画を策定するため、第3次能代市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置しようとするものである。